

令和4年10月21日

丸永建設(株) 女性活躍推進法に基づく行動計画

男女ともに会社員がその能力を十分に発揮し、輝き活躍できるよう人材育成と環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年11月1日～令和9年10月31日までの5年間

2. 当社の課題

- (1) ユーザーの立場から女性特有の感性が求められる中で、女性技術職がない。
(女性で建築士・施工管理技士の資格を保有する人材がない。)
- (2) 子育て中の社員が働きやすい環境整備が十分ではない。
- (3) 全従業員の有給休暇の取得率が低い。

目標1：女性技術職の採用に取組み、女性技術職を5年後に現状0名から1名増やす。

〈取組内容〉

- ・令和4年11月～ 女性からの技術職への応募を増やすため、積極的な広報を行う。
- ・令和5年4月～ 仕事と育児の両立を支援するため、定期的に管理職に対して当社の育児関連制度の周知と意識啓発を実施する。
- ・令和7年4月～ 資格取得のための研修を行う。

目標2：子育て中の社員が働きやすい環境を整え、男女とも平均勤続年数を現状より3年長くする。

〈取組内容〉

- ・令和5年1月～ 働きやすい職場に対するヒヤリング調査を行う。
- ・令和5年4月～ ヒヤリング調査結果をもとに検討し課題に取組。
- ・令和5年4月～ 週休二日制について検討。
- ・令和6年1月～ 就業規則等の見直しを行い、社員への周知を行う。

目標3：全社員の有給休暇取得率を60%以上とする。

- ・令和5年1月～ 各部門長にヒヤリング調査を行う。
- ・令和5年4月～ 各部門の問題点について検討し有給休暇が取得できるよう取組。
- ・令和6年3月～ 有給休暇の取得率が低い者にヒヤリングする。